

## 利根町指定避難所等公衆無線LANサービス利用規約

### (目的)

第1条 この規約は、利根町（以下「町」という。）における、災害時や通常時の利便性の向上、行政情報の伝達手段の充実を図るため、無線によるインターネット接続環境（以下「無線LAN」という。）の利用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (利用者)

第2条 本規約でいう利用者は、無線LANを利用する町民及び来訪者（以下「利用者」という。）をいう。

### (利用場所及び利用時間)

第3条 無線LANを利用することができる場所及び時間は、別表のとおりとする。ただし、町長が必要と認めたときは、利用者に事前に通知することなく変更することができる。

### (利用条件)

第4条 無線LANを利用するためのスマートフォンやタブレット等の通信機器は、利用者が準備するものとする。

2 無線LANを利用するための通信機器の設定及び操作は、利用者が行うものとする。利用するブラウザや通信機器の種類により、無線LANを利用できない場合があっても、町は一切の責任を負わないものとする。

3 利用者は、無線LANの利用に際し、不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）その他関係法令等を遵守しなければならない。

4 無線LANの利用料金は、無料とする。

### (禁止事項)

第5条 利用者は、無線LANを利用することにより次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 第三者もしくは町の著作権又はその他の権利を侵害する行為及び侵害するおそれのある行為
- (2) 第三者もしくは町の財産又はプライバシー権を侵害する行為及び侵害するおそれのある行為
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町若しくは第三者に不利益又は損害を与える行為及びそのおそれのある行為
- (4) 町又は第三者を誹謗中傷する行為
- (5) 公序良俗に反する行為又はそのおそれのある行為もしくは公序良俗に反する情報を提供する行為

- (6) 犯罪的行為若しくは犯罪的行為に結び付く行為又はそのおそれのある行為
- (7) コンピュータウイルス等の有害なプログラムを、無線LANを通じて、又は無線LANに関して使用し、又は提供する行為
- (8) 通信販売、連鎖販売取引、業務提供誘因販売取引その他の目的で特定又は不特定多数のものに大量のメールを送信する行為
- (9) ファイル共有ソフト等を使用し、大量のデータを送受信する行為
- (10) 前各号に掲げるもののほか、法令に違反し、若しくはそのおそれのある行為又は町長が不適切であると判断する行為

2 前項各号に該当する利用者の行為によって町若しくは、第三者に損害が生じた場合は、利用者は、利用後であっても全ての法的責任を負うものとし、町は、一切の責任を負わないものとする。

(利用資格の停止・取消)

第6条 利用者が次のいずれかに該当する場合は、事前に通告することなく直ちに当該利用者の利用を停止若しくは取消することができるものとする。

- (1) 禁止事項に該当する行為を行った場合
- (2) 本規約に違反した場合
- (3) その他利用者として町が不適切と判断した場合

(運用の中止要件)

第7条 町は、次のいずれかに該当する場合、無線LANの利用を中止できるものとする

- (1) システムの保守及び庁舎設備の点検工事を行う場合
- (2) 戦争、暴動、地震、洪水、火災、停電その他の非常事態等により、無線LANの運用が通常どおり行うことができない場合
- (3) 無線LANに係るネットワークの障害や機器の故障等、やむを得ない事由がある場合
- (4) その他一時的なサービスの中断を必要と判断した場合

(免責事項)

第8条 町は、利用者が無線LANを通じて得る情報等について、その安全性、正確性、確実性、有用性等につき、いかなる保証も行わないものとする。

2 無線LANの提供に際し、利用者の通信機器等がコンピュータウイルス感染等による被害、データの破損、漏洩、その他無線LANに関連して発生した利用者の損害について、町は一切責任を負わないものとする。

3 利用者がインターネット上で利用した有料サービスについては、その理由に関わらず、当該利用者が費用を負担するものとする。

4 利用者が無線LANへ接続しようとする通信機器の構成や設定等その他の

理由により無線LANを利用できない場合であっても、町は一切の責任を負わないものとする。

5 利用者が無線LANを利用したことにより、他の利用者や第三者との間に生じた紛争等について、町は一切の責任を負わないものとする。

(規約の変更)

第9条 町は、利用者の承諾なしに、この規約を変更することができるものとする。

附 則

この規約は、令和2年12月1日から施行する。

別表（第3条関係）

施設名	利用場所	利用時間
利根町役場	1階の一部及び 2階の一部	開庁時間
利根町文化センター	館内の一部	開館時間
利根町保健福祉センター	館内の一部	開館時間
利根町生涯学習センター	館内の一部	開館時間